

意見書

2012年1月18日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 156-0043

(ふりがな)

とうきょうと せたがやく まつばら

3-41-15

えぬていていまつざわべっかん 2F

住所

東京都世田谷区松原3丁目41-15

NTT松沢別館2F

(ふりがな)

つうしんさんぎょうろうどうくみあい

うさみ としかず

氏名

通信産業労働組合 代表者 宇佐美 俊一

電話番号



電子メールアドレス



情報通信審議会議事規則第5条により、平成23年12月22日付けで公告された「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

第2章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方

第1節 基本的な考え方

1 災害等緊急時における公衆電話の役割について

答申（案）のとおり、公衆電話は、全数が災害時優先電話でしかも局給電されているため輻輳時や停電時においてその役割が発揮されるものであり、災害等緊急時における重要な通信手段と位置づけるべきです。

2 常設の公衆電話の収支等からみた検討の方向性について

答申（案）のとおり、公衆電話の有効活用においては必要以上の負担増加をもたらさないように配慮することが必要です。

しかしながら、ユニバーサルサービス制度の現状では、ユニバーサルサービス料が安易に利用者に転嫁されており、今後の制度見直しに際しては、事業者がその責任を果たし安易に利用者転嫁が行えないよう規制することが必要です。

第2節 常設の公衆電話に関する取組について

災害等緊急時における公衆電話の重要な役割を踏まえ、第1種公衆電話の設置基準を見直し、避難場所や災害対策拠点となるすべての公共施設・機関への公衆電話の設置をN T T東・西に義務付けるべきと考えます。

第3節 特設公衆電話に関する取組について

答申（案）のとおり、災害等緊急時の備えとして避難所やコンビニエンスストア等への特設公衆電話の事前配備は重要です。上記意見の第1種公衆電話の設置基準見直しと併せて、特設公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけるべきと考えます。

第4節 公衆電話の利用に関する利便性向上のための取組について

1 公衆電話の設置場所の情報の提供

答申（案）のとおり、災害等緊急時に公衆電話が有効に活用されるよう、公衆電話及び特設公衆電話の設置場所情報の公開を急ぐとともに、自治体等が作成する防災マップへの反映が必要です。その際には、答申（案）が指摘するとおり、地図形式にすることや、情報の定期的な更新、利用時間の制限情報等も付加することが重要です。

3 特設公衆電話の発信者番号の在り方について

特設公衆電話の「非通知」による利用障害の解消においては、答申（案）が示す具体策をN T T東・西が速やかに実施し、その実現を図るべきです。

以上